

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護分野における医療・介護等支援パッケージ
及び重点支援地方交付金の活用について
計28枚（本紙を除く）

Vol.1 4 4 8

令和7年 12 月 17 日

厚生労働省老健局総務課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3916、3917)
FAX：03-3503-2740

事務連絡
令和7年12月17日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局総務課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護分野における
医療・介護等支援パッケージ及び重点支援地方交付金の活用について（要請）

平素より、介護保険行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置することとされ、それに基づき、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス継続支援事業」に係る所要の経費を盛り込んだ令和7年度補正予算案が昨日（令和7年12月16日）成立いたしました。

これらの施策については、介護分野が、物価・賃金上昇に直面する厳しい状況であることを踏まえ、国民のいのちと暮らしを守り、安心して介護サービスを受けられる体制を整備するために緊急措置するものであり、早期の予算執行が必要となります。

この点、『令和7年度補正予算案における「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス継続支援事業」の早期予算化について（要請）』（令和7年11月28日付け事務連絡）（別紙1）において早期の予算化に向けたご協力をお願いしたところです。引き続き、早期執行に向けた取組を速やかかつ着実に進めていただきますようお願いいたします。

厚生労働省としても、都道府県に対する説明会の開催や実施要綱の早期発出、個々の照会への回答など丁寧な対応に努めてまいります。

また、食料品価格の高騰など物価高騰を踏まえた介護サービス事業所・施設等への「重点支援地方交付金」等を活用した支援について、『「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」の双方の活用について』（令和7年11月28日付け事務連絡）（別紙2）でお示ししたとおり、「医療・介護等支援パッケージ」と「重点支援地方交付金」は事業の趣旨が異なっており、両方の事業を実施することは可能ですので、双方の

事業の枠組みを活用し、介護事業所や施設に対する支援を強力に実施していただきます
ようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和7年11月28日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

令和7年度補正予算案における「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」、
「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス継続支援事業」の早期予算化について（要請）

平素より、介護保険行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置することとされたところです。これを踏まえ、本日令和7年11月28日に令和7年度補正予算案が閣議決定され、別添1―1から1―3までのとおり、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス継続支援事業」が盛り込まれました。

これらの施策については、介護分野が、物価・賃金上昇に直面する厳しい状況であることを踏まえ、国民のいのちと暮らしを守り、安心して介護サービスを受けられる体制を整備するために緊急措置するものであり、早期の予算執行が必要となります。

つきましては、可能な限り年内での予算化に向けた検討をはじめとする早期執行に必要と考えられる対応について、以下のとおりお示ししますので、各都道府県におかれましては、本事業の趣旨を踏まえ、早期の予算執行に向けて格段のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。また、厚生労働省においても、今後、説明会の開催など、丁寧に対応してまいりたいと考えていますので、詳細が固まり次第随時ご連絡いたします。

なお、この事務連絡でお示しする点は、令和7年度補正予算の成立等を前提とした準備行為のお願いであることを申し添えます。

記

1. 可能な限り年内での予算化に向けた検討

各都道府県におかれましては、早期の予算執行に向けて、別添2でお示しする所要見込額を参照し、可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めていただきますようよろしくお願いいたします。なお、別添2の所要見込額はあくまで補正予算の閣議決定の額をもとに機械的に算出したものである点、申し添えます。

2. 申請受付等の早期化

補正予算の議会での承認後、できる限り早期に申請受付の開始することが必要となりますので、各都道府県におかれましては、予算化の作業と並行して申請受付等に向けた準備を始めるなど、申請受付等の早期化に向けてご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

3. 管内事業所・施設への申請の周知

申請受付を開始後に、管内事業所・施設が円滑に申請を行えるよう、管内事業所・施設へ事業内容の周知や申請の働きかけなどもあわせてご対応いただけますようよろしくお願いいたします。

令和7年度の介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査の速報値において、令和6年度補正予算による「介護人材確保・職場環境改善等事業」について、申請しなかった理由として「事業のことを知らなかった」が2割程度となっておりますので、各都道府県におかれましては、管内の事業所・施設への周知を強力に推進していただくようお願いいたします。

なお、国民健康保険団体連合会におけるシステム改修については、現在、国民健康保険中央会と並行して調整を進めております。また、事業所・施設への周知に必要な広報資材等については、厚生労働省から追ってお示しいたします。

4. 審査体制の確保と審査の早期化

管内事業所・施設の申請に対応する審査体制についても、委託先の審査体制の拡充について要請するなど、審査体制の確保に向けてご対応いただきますようよろしくお願いいたします。併せて、申請受付後の審査に当たっては、委託先との連携など、審査の早期化に向けてご対応いただきますようお願いいたします。

以上

施策名：ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)

令和7年度補正予算案 1,920億円

老健局老人保健課
※医療・介護等支援パッケージ (内線3942)

① 施策の目的

- 〇介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 〇介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

③ 施策の概要

- ①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乘せ。
- ③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。

(※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。

(※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。

- ア) 訪問、通所サービス等
→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。
- イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
→ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。

(※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ
1	2	3	1	2	3	4	5	1
								2
○	○							

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 支給要件・金額

- ① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1. 0万円
- ② 協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乘せ 0. 5万円
- ③ 介護職員の職場環境改善の支援

※人件費に充てた場合、介護職員に対する0. 4万円の賃上げに相当

(2) 対象期間：令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注) サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

① 施策の目的

- 〇 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要なとなる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

③ 施策の概要

- 〇 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
 - ・特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
 - ・大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額

- 介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く)：1事業所あたり20万円
- 訪問介護、通所介護事業所：
規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、

訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円

通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円

- 施設系(特養、老健、介護医療院等)：定員1人あたり6千円

(※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上～2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。

通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3)補助率

国：3/4、都道府県：1/4（都道府県事務費は国：10/10）

(4)補助対象

介護事業所・施設

(5)補助対象経費(例)

〔介護サービスを円滑に継続するための対応〕

- ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費
- イ. ネットワークラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウオッチ
- ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など

〔大規模災害等への備え〕

平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。

ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)

イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池

ウ. 衛生用品、医療用品

エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ

オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

施策名：イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ
（内線3925）
老健局高齢者支援課

① 施策の目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要がある、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III
1	2	3	1	2	3	4	5	1 2
	○	○						

③ 施策の概要

介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

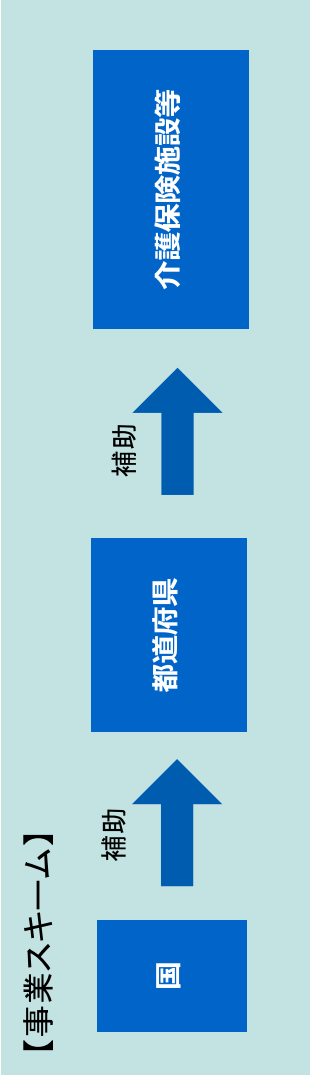
(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額
定員1人あたり1.8万円

(3)補助率
国：10/10（都道府県事務費 国：10/10）

(4)補助対象
介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(5)補助対象経費
食材料費



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

・介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

【単位：百万円】

別添 2

	①介護分野の職員の賃上げ ・職場環境改善支援事業 (国補助額10/10)	②介護事業所等に対する サービス継続支援事業		③介護施設等に対する サービス継続支援事業 (国補助額10/10)
		国補助額 (3/4)	都道府県負担額 (1/4)	
北海道	8,550	799	266	776
青森県	2,418	224	75	201
岩手県	2,271	214	71	244
宮城県	3,440	315	105	329
秋田県	2,203	174	58	255
山形県	1,892	169	56	207
福島県	3,115	293	98	319
茨城県	4,082	382	127	456
栃木県	2,602	261	87	275
群馬県	3,308	350	117	318
埼玉県	8,906	844	281	858
千葉県	7,831	780	260	729
東京都	14,889	1,422	474	1,131
神奈川県	11,511	1,059	353	887
新潟県	3,838	324	108	474
富山県	1,780	173	58	185
石川県	1,822	173	58	197
福井県	1,342	123	41	146
山梨県	1,253	131	44	139
長野県	3,512	320	107	349
岐阜県	2,897	320	107	292
静岡県	5,077	505	168	517
愛知県	8,878	925	308	740
三重県	2,804	306	102	296
滋賀県	1,815	199	66	158
京都府	3,794	382	127	359
大阪府	14,570	1,695	565	927
兵庫県	8,192	830	277	713
奈良県	2,283	246	82	214
和歌山県	1,922	220	73	170
鳥取県	1,089	98	33	106
島根県	1,455	138	46	149
岡山県	3,392	320	107	317
広島県	4,908	436	145	441
山口県	2,407	240	80	246
徳島県	1,432	157	52	154
香川県	1,608	172	57	173
愛媛県	2,700	257	86	235
高知県	1,324	133	44	137
福岡県	7,900	831	277	684
佐賀県	1,424	148	49	119
長崎県	2,598	251	84	237
熊本県	3,002	338	113	288
大分県	2,063	220	73	178
宮崎県	1,996	220	73	169
鹿児島県	3,214	295	98	301
沖縄県	2,018	227	76	136

※所要見込額はあくまで補正予算の閣議決定の額をもとに機械的に算出したものであり、今後の予算審議の過程で変動する可能性がある。

事務連絡

令和7年11月28日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局総務課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」の双方の活用について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年11月21日付け事務連絡（「強い経済」を実現する総合経済対策」における介護分野の「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」による支援について）でご案内したとおり、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定。以下「経済対策」という。）において、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置することとされました。

「医療・介護等支援パッケージ」と「重点支援地方交付金」は事業の趣旨が異なり、「医療・介護等支援パッケージ」と「重点支援地方交付金」の両方を実施することは可能です。厚生労働省としては、双方の事業の枠組みを活用し、介護事業所や施設に対する支援を強力に実施していただきたいと考えています。

経済対策では、介護分野において、

- ・ 令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うほか、
- ・ 介護事業所・施設が物価上昇の影響がある中でも必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行い、
- ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する

こととしています。

また、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューについて、介護施設等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を継続することが盛り込まれる見込みです。

厚生労働省としては、物価・賃金上昇の影響を受けて厳しい状況にある介護事業所・施設に対し、本パッケージ及び本交付金の双方により緊急かつ実効性のある支援を強力に推進してまいりたいと考えております。

本日、令和7年度補正予算案が閣議決定されましたので、本パッケージに係る関係事業の概要や本交付金の活用について、下記にお示しするとともに、それぞれ別紙1及び2のとおり情報提供いたします。各都道府県・市区町村においては、都道府県・市区町村議会への予算案の提出等、可能な限り年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容につきましては、本交付金を所管しております内閣府地方創生推進事務局と協議済みであることを申し添えます。

記

(1) 医療・介護等支援パッケージと重点支援地方交付金の双方の活用について

介護事業所・施設の厳しい経営状況に鑑みて、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための緊急の支援が必要であることから、現行の重点支援地方交付金に加えて、令和7年補正予算案において、後述する(2)②の「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び(2)③の「介護施設等に対するサービス継続支援事業」を措置することとしています。

(2)②の「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」は、物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、移動経費に加えて、気候変動に伴う猛暑等や災害などのリスクへの対策(避難先としての備蓄)を含めて、サービス提供の継続に対して、介護サービスの性質や事業所規模等を踏まえた緊急の支援としての補助を行うものです。

(2)③の「介護施設等に対するサービス継続支援事業」は、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として、食料品等の購入費等に対する補助を行うものです。

このため、これら2つの事業は、重点支援地方交付金とはその事業趣旨が異なります。具体的には、これらの事業は、介護サービスに特化したきめ細かく緊急的な継続支援として、介護事業所・施設の経営状況の改善に向けた基盤を構築するものです。確実にその実施をお願いするとともに、それに加えて、必要に応じて、引き続き重点支援交付金において地域の実情に応じた物価高への対策としての介護事業所・施設への支援をご検討いただくようお願いいたします。

このように医療・介護等支援パッケージに基づく2つの事業と重点支援地方交付金の実施は両立可能であり、厚生労働省としては、双方の事業の枠組みを活用し、介護事業

所や施設に対する支援を強力に実施していただきたいと考えています。

(2) 医療・介護等支援パッケージについて

<介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援>

① 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

② 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

③ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行う。

④ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

都道府県・市町村が、計画的かつ「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援し、物価上昇の影響がある中でも、防災・減災対策が推進される環境を整備する。

<介護分野における生産性向上等に対する支援>

⑤ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

介護現場の生産性向上の取組や経営の協働化等に取り組む介護事業所への支援とともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

<訪問介護員やケアマネジャーなど介護従事者の確保等支援>

⑥ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

訪問介護等サービスについては、長引く人手不足や燃料代の高騰などにより、厳しい状況にある。こうした状況を踏まえ、都道府県・市区町村が事業所の規模・形態や地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、訪問介護等サービス提供体制の確保に向けた総合対策を行う。

⑦ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業

ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、ケアマネジャーの人数は減少傾向にあり、利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、

なり手を確保していくことを目的とする。

(3) 重点支援地方交付金について

エネルギー価格や食料品価格等の上昇など物価高により厳しい状況にある介護サービス事業所・施設等に対し、重点支援地方交付金による緊急かつ実効性のある支援につなげたいと考えております。

本交付金の活用のご検討に当たっては、介護サービス事業所・施設等への物価高対応支援事業として、光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車両の燃料代等）の上昇への支援事業、食材料費の上昇への支援事業の両方の実施をご検討いただくようお願いいたします。

その際、別紙2のとおり、令和6年度に本交付金を活用して各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績をまとめております。具体的な補助額の設定に当たっては、足下の物価高を適切に反映した額としてご検討いただくようお願いいたします。とりわけ、移動距離が長い訪問系介護サービス事業者への配慮を検討いただくとともに、食材料費や給食委託費の上昇が介護サービス事業所・施設等の経営を圧迫している状況も踏まえ、積極的なご対応をお願いいたします。

また、支援に当たっては、

- ・ 介護事業所の負担軽減を図る観点から、申請様式において、事業所が実際に記載する項目を極力少なくなるよう自治体で選択項目として提示できる部分については、自治体であらかじめ記載する
- ・ 本交付金に関するコールセンターを設け問い合わせ対応を行うとともに、未申請の介護サービス事業所・施設等に対し申請に向けた働きかけを行う

等の取組を行っている自治体もありましたので、参考にさせていただき、多くの介護サービス事業所・施設等における活用についてご検討いただくようお願いいたします。事業の実施の際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いいたします。

今後、本交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、ご協力のほどお願い申し上げます。また、訪問・相談系の介護サービス事業所を始め、多くの介護サービス事業所・施設等において活用いただけるようご検討をお願いいたします。なお、フォローアップの結果につきましては共有させていただく予定であり、そちらもご参照・ご活用いただきたいと思います。

なお、これらは、今後の国会で補正予算が成立することが条件となり、現時点で成立を予断するものではありませんが、地方公共団体における可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めていただくため、参考としてお示しするものです。

＜本件問い合わせ先＞

(2) 医療・介護等支援パッケージ

- ① 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業
老人保健課 企画法令係 電話：03-5253-1111 内線 3949、3989、3948
- ② 介護事業所等に対するサービス継続支援事業
認知症施策・地域介護推進課 予算係 電話：03-5253-1111 内線 3878
- ③ 介護施設等に対するサービス継続支援事業
高齢者支援課 予算係 電話：03-5253-1111 内線 3925
- ④ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等
高齢者支援課 施設係 電話：03-5253-1111 内線 3928
- ⑤ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業
高齢者支援課介護業務効率化・生産向上推進室 電話：03-5253-1111 内線 3876
- ⑥ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
認知症施策・地域介護推進課 基準第一係 基準第二係
電話：03-5253-1111 内線 3983、3987
- ⑦ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業
認知症施策・地域介護推進課 人材研修係
電話：03-5253-1111 内線 3936、3877

(3) 重点支援地方交付金

総務課 企画法令係 電話：03-5253-1111 内線 3916、3917

施策名:医療・介護等支援パッケージージ(介護分野)

令和7年度補正予算案 2,721億円

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			

- 国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。
- 介護分野においては、
- ・ 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。
 - ・ 介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。
 - ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

③ 施策の概要

ア 介護分野の職員の賃上げ・業務

- ・ 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。
- ・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。

※いずれも半年分

1.920億日

ウ 介護テクノロジ—導入・協働化・業
経 営 改 善 等 支 援 事 業

- ・介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。

220億円

④成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「医療・介護等支援パッケージ」の実施により、介護分野において、必要な人材確保、円滑なサービス継続、効率的かつ安定的な介護サービス提供が可能となる。

イ サ ー ジ 介 護 事 業 所 ・ 支 援 施 設 の 業

- ・物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できると、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援。

※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施

510億田

工 訪問介護・ケアマネジメントの 業
提供体制確保支援事業

- ・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置、居宅介護支援(ケアマネ)事業所の人材確保、シャドウワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。

71億

④成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

施策名：ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)

令和7年度補正予算案 1,920億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

○介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。

○介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

③ 施策の概要

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。

②生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乘せ。

③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。

(※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス（訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等）については処遇改善加算に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業者が対象。

(※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。

ア)訪問、通所サービス等

→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。

イ)施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等

↑ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。

(※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者（要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様）。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

(1)支給要件・金額

①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円

②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乘せ 0.5万円

③介護職員の職場環境改善の支援

※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

(2)対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注)サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給
(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び
国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

【〇介護事業所・施設のサービス継続に対する支援】

施策名：イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 278億円

老健局認知症施策
・地域介護推進課
(内線3878)

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要なとなる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

③ 施策の概要

- 〇 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
 - ・特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
 - ・大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額

■介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く)：1事業所あたり20万円
■訪問介護、通所介護事業所：
規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、

訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円

通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円

■施設系(特養、老健、介護医療院等)：定員1人あたり6千円

(※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上～2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。

通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3)補助率

国：3/4、都道府県：1/4 (都道府県事務費は国：10/10)

(4)補助対象

介護事業所・施設

(5)補助対象経費(例)

[介護サービスを円滑に継続するための対応]

- ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費
- イ. ネットワークラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウオッチ
- ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など

[大規模災害等への備え]

平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。

ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)

イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池

ウ. 衛生用品、医療用品

エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ

オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

施策名：イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要がある、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

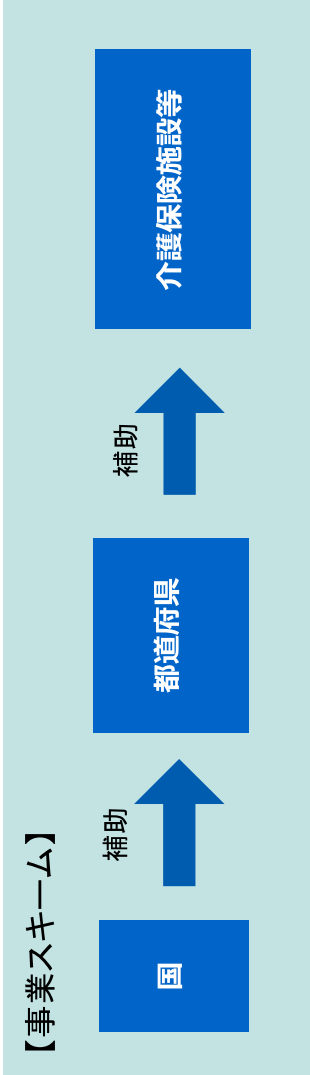
(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額
定員1人あたり1.8万円

(3)補助率
国:10/10 (都道府県事務費 国:10/10)

(4)補助対象
介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(5)補助対象経費
食材料費



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

① 施策の目的

・都道府県・市町村が、計画的かつ「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援し、物価上昇の影響がある中でも、防災・減災対策が推進される環境を整備する。

③ 施策の概要

・広域型施設において、「第1次国土強靱化実施中期計画」に関する取組と一体的に実施する大規模修繕等や、小規模な高齢者施設の改修・大規模修繕等に必要となる経費等を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設等		基準単価	補助率	実施主体
定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホームの大規模修繕(※)	・社会福祉連携推進法人等の社員等が運営するもの	61,600千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	都道府県 指定都市 中核市
	・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を行うもの	29,260千円	国 1/3 自治体 1/3 事業者 1/3	
定員29人以下の小規模施設の改修工事・大規模修繕等(※)	・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス	15,400千円	定額補助	市区町村
	・養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所等	7,730千円		
介護施設等環境改善事業(介護保険事業費補助金)	・北海道管内の入所・居住系の高齢者施設等	2,000千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	自治体

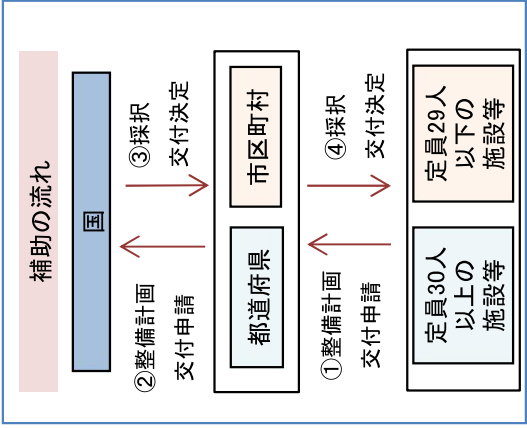
※：大規模修繕には、耐震強化のための天井等の非構造部材の落下防止対策等を含む。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕が進むことにより、保全経費や維持費用等の抑制や国土強靱化対策の一層の推進が図られ、利用者・介護職員の生命・財産の保持や地域における安定的かつ継続的なサービス提供が促進される。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			



【〇介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等に対する支援】

令和7年度補正予算案 220億円

施策名：ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

※医療・介護等支援パッケージ

老健局高齢者支援課(内線3997)
社会・援護局福祉基盤課(内線2866)

① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、「省力化投資促進プラン」(令和7年6月13日)において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所において介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係るモデル的な事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)生産性向上の取組を通じた職場環境改善

①生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入

- ・見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用(※)を補助(※)介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む。

②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進
 - ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所とのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集
- (2)小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援モデル事業の実施

- ①人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構(WAM)による経営分析などを行うための費用を補助することにより、経営改善支援モデル事業を実施
 - ②福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の体制強化を実施(事業スキーム：国 → WAM(実施主体)、運営費交付金の交付)
- (3)都道府県等による伴走支援等の実施
- ・小規模事業所等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

【事業スキーム】



⑤成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋がっていく。

【実施主体】

都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

【負担割合】

(1)①、(2)①…国・都道府県4／5、事業者1／5

(1)②、(3)…国・都道府県 10／10

※国と都道府県の負担割合は以下の通り

(1)①、(2)①…国4／5、都道府県1／5

(1)②…国9／10、都道府県1／10、(3)…国 10／10

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

施策名：エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

① 施策の目的

- 〇 訪問介護等サービスについては、長引く人手不足や燃料代の高騰などにより、厳しい状況にある。
- 〇 こうした状況を踏まえ、都道府県・市町村が事業所の規模・形態や地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、訪問介護等サービス提供体制の確保に向けた総合対策を行う。

③ 施策の概要

- 〇 地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、ホームヘルパーへの同行支援や常勤化への支援、協働化・大規模化の取組支援など、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行うほか、下記の支援を新たに行う。
- ① 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進するため、都道府県等が行う訪問介護事業所と地域の多様なリソースとの協働モデルの構築や業務の役割分担ルールの策定等の支援
- ② 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、訪問機能の導入に向けた伴走支援や初期費用の助成、導入後の一定期間の支援
- ③ 中山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能なサテライト（出張所）の設置を促進するため、サテライトの設置に向けた伴走支援や初期費用の助成、設置後の一定期間の支援

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：都道府県・市区町村
補助率：国：2／3、都道府県・市区町村：1／3
※中山間・離島等地域における取組（①のイ及びウ、②のウ、③のイ及びウ）
については、国：3／4、都道府県・市区町村：1／4

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 〇 訪問介護等サービスの人材確保・経営改善や地域における在宅介護の提供体制づくりの取組を支援することで、在宅介護サービスの持続的・安定的な提供体制の確保が図られる。

② 対策の柱との関係

I					II					III
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	
	○	○								

①人材確保体制構築支援事業 補助対象経費（例） ア. 研修体制づくりの支援 イ. 採用活動の支援 ウ. 経験年数が短いヘルパーへの同行支援 エ. 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費の支援	②経営改善支援事業 補助対象経費（例） ア. 経営改善の支援 イ. 常勤化の促進の支援 ウ. 協働化・大規模化の取組の支援 エ. 広報活動に関する支援
③地域の体制づくり支援事業（拡充） 補助対象経費：以下の取組に必要な経費 ア. 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援（5.9億円） イ. 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援（11億円） ウ. 訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援（12億円）	

【○訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援】

施策名：エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域の体制づくり支援事業（訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援）

令和7年度補正予算案 5.9億円（56億円の内数）

老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3983）

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

○ 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進することで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化を図る。

③ 施策の概要

○ 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進するため、都道府県等が行う訪問介護事業所と地域の多様なリソースとの協働モデルの構築や業務の役割分担ルールの策定等の取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

○補助対象経費：以下の取組に必要な経費

- ・ 家政婦（夫）との協働モデルの構築と研修受講要件緩和（総合事業）の検討
- ・ 地域ボランティア・学生等とのマッチング支援（人材バンクの整備等）
- ・ 業務の役割分担ルールの策定や実証事業の実施
- ・ 先進的な共生型生活支援体制の構築に資する調査研究
- ・ ケアマネ事業所や包括支援センターとの連携体制の構築等

○実施主体：都道府県・市区町村（社会福祉協議会や福祉人材センター等への委託可能）

○補助率：国：2／3 都道府県・市区町村 1／3

【事業スキーム】



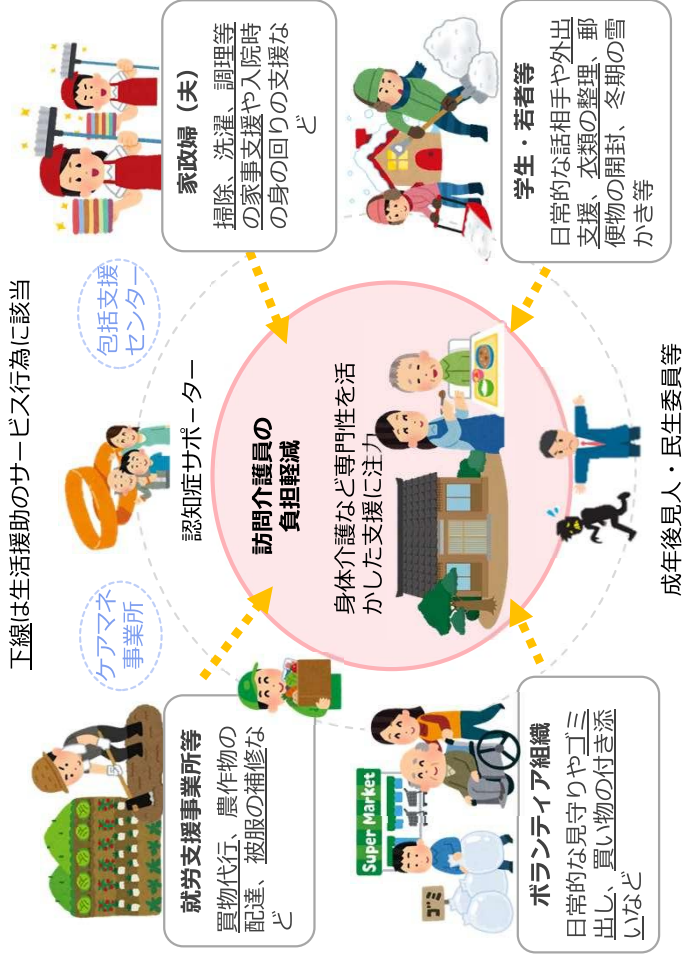
⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

○ 地域の多様なリソースを地域の支援体制に組み込むことで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の確保が図られる。

② 対策の柱との関係

I					II					III
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	
		○	○							

（参考）業務分担のイメージ



【○訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援】

施策名：エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域の体制づくり支援事業（通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援）

令和7年度補正予算案 11億円（56億円の内数）
老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3983）

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

○ 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等に対して、役割の多機能化（訪問機能の追加）を支援することで、安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保を図る。

③ 施策の概要

○ 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、訪問機能の導入に向けた伴走支援や初期費用の助成、導入後の一定期間の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 補助対象経費
- ・ アドバイザー配置に係る費用（人件費等）
 - ・ 訪問機能追加に必要な初期費用（備品購入費、広告費等）
 - ・ 経営安定までの定額補助費用

○補助の対象

訪問介護事業所が1か所もない、または必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

○実施主体：都道府県・市区町村

○補助率：国：3／4 都道府県・市区町村 1／4

【事業スキーム】

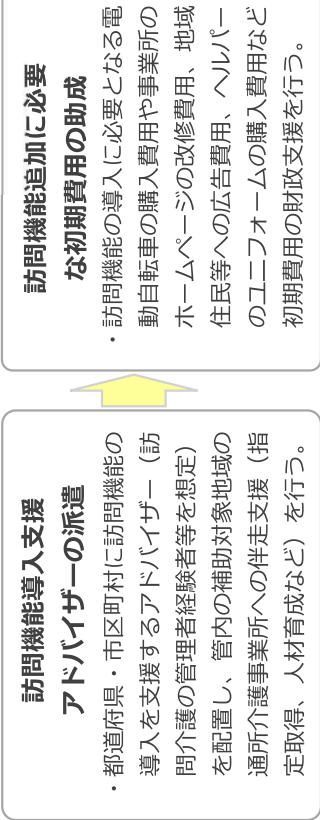
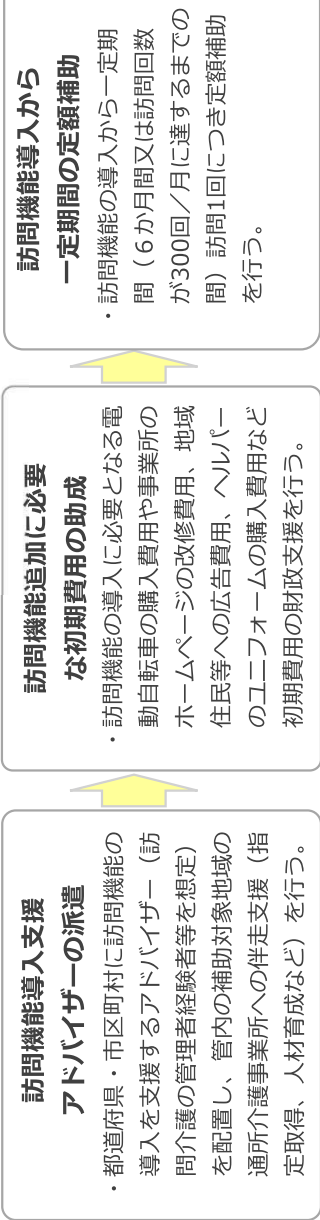
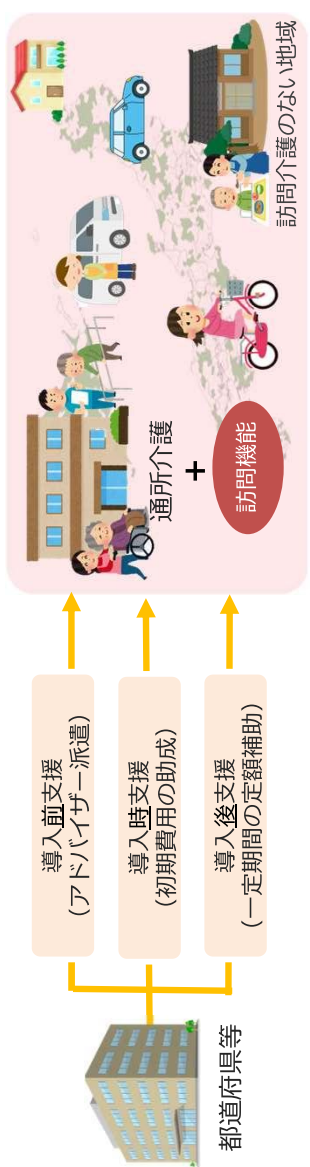


⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

○ 人口減少が進む中山間地域における在宅介護のインフラを迅速に再構築することで、将来にわたって安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保が図られる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							



【○訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援】
施策名：エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
地域の体制づくり支援事業（訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援）

令和7年度補正予算案 12億円(56億円の内数)
老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3983)
※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

○ 地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となるサテライトの設置を促進することで、介護ニーズが限定的な中山間・人口減少地域等における訪問介護サービスの提供体制の維持・確保を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

○ 中山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能なサテライト（出張所）の設置を促進するため、サテライトの設置に向けた伴走支援や初期費用の助成、設置後の一定期間の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 実施主体：都道府県、市区町村
- 具体的な補助要件や補助内容等（導入前支援）… 制度の周知や設置に向けた伴走支援（導入時支援）… 設置にかかる初期費用の助成（導入後支援）… 一定期間のランニングコストの助成など
- 補助率及びスキーム
補助率：国：3／4 都道府県・市区町村 1／4

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

○ サテライト設置を促進することで、中山間・人口減少地域における訪問介護サービスの提供体制の維持・確保が図られる。

近隣の市町村

訪問介護事業所（本体）

- 管理者 1人
- サービス提供責任者 2人
- ヘルパー 10人

中山間・離島等

訪問介護事業所（サテライト）

- 管理者 0人
- サービス提供責任者 0人
- ヘルパー 1.5人

連携（※）

利用者数に応じて、配置基準以下の人数を常駐させることが可能

※設置要件

- ✓ 利用申込みにかかる調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること
- ✓ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との相互支援が行える体制にあること。
- ✓ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること
- ✓ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること
- ✓ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること

導入前支援

- ・サテライト設置に関する要件や手続き等を整理したガイドラインの配布
- ・事業者向け説明会や相談窓口の設置、アドバイザーを派遣した伴走支援など

導入時支援

- ・備品（机、椅子、パソコン、通信機器等）購入費用の補助
- ・訪問用自転車など移動手段の確保にかかる費用の補助など

導入後支援

- ・一定期間のサテライトの賃借料の補助
- ・サテライトまでの交通費（離島等への船代含む）やガソリン代、宿泊料の補助など

都道府県、市区町村

都道府県、市区町村

施策名:エ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業

① 施策の目的

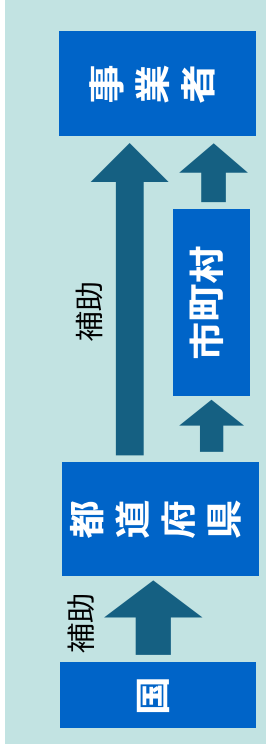
- ・ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、ケアマネジャーの人数は減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、今後、介護サービスを受けられない高齢者が発生する恐れがある。
- ・令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、法定業務以外の業務への対応について、地域の取組を促進する方策の検討や、「潜在ケアマネジャー」の実態把握や復職等の促進について盛り込まれたところ。
- ・そのため、利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことを目的とする。

③ 施策の概要

- ・地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県
負担割合：国：2／3、都道府県 1／3



①介護支援専門員人材確保支援事業

- 補助対象経費 (例)
ア. 中山間・離島等地域における採用活動
イ. 「潜在ケアマネジャー」の実態把握や事業所とのマッチング、復職後の相談対応や環境整備の支援 等

②介護支援専門員業務負担軽減支援事業

- 補助対象経費 (例)
ア. 事務職員の採用や研修の支援
イ. 公共的な団体による業務の受け皿創設支援
ウ. シャドウワークに関する相談窓口の設置

③居宅介護支援事業所経営改善支援事業

- 補助対象経費 (例)
ア. コンサルの派遣による、加算の新規取得や職員の待遇改善、大規模化・協働化等の経営改善支援
イ. 利用者確保のための広報活動支援

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ケアマネジャーの人材確保・業務負担軽減・事業所の経営改善の取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

(別紙2)

令和6年度における重点支援地方交付金の活用状況＜介護分野＞

1. 支援事業別の都道府県数

令和6年度について、支援事業別にみた活用状況は下表のとおりです。

	食材料費に係る 支援	光熱費に係る支 援	燃料費に係る支 援	その他の支援
令和6年度	36 (26) ※	35 (27) ※	26 (22) ※	3

※ このうち () の数は、複数の費用を包括的に対象とした支援事業に当該費用が含まれている都道府県数。

2. 光熱水費、燃料費上昇への支援事業

光熱水費、燃料費の上昇につきまして、令和6年度に各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績は、下表のとおりです。

訪問・相談系の事業所に対する支援の検討に当たっては、補助額の設定に当たり、中山間地域等に事業所が所在する場合や、中山間地域等に居住している利用者にサービス提供を行う場合など移動距離が長い事業所における車両の燃料代に対応する観点から、例えば、特別地域加算等の対象地域に所在する事業所（加算の算定の有無は問いません。）やサービス提供地域が広域にわたる事業所については、嵩上げを行う等配慮を検討いただくようお願いいたします。

＜光熱水費＞

(万円)

		平均値	上位 25%	最大値
訪問・相談系	事業所当たり	3.9	4.9	10.0

通所系	事業所当たり	11.1	12.1	23.6
	実利用者当たり	0.4	0.5	0.9
多機能系	事業所当たり	12.4	13.3	28.6
	実利用者当たり	0.6	0.7	1.3
入所・居住系	施設当たり	35.7	42.2	68.5
	定員・実利用者当たり	0.7	0.9	1.3

<燃料費>

(万円)

		平均値	上位 25%	最大値
訪問・相談系	事業所当たり	3.5	4.5	9.0
通所系	事業所当たり	6.5	8.5	10.5
	車両当たり	0.6	0.9	1.1
多機能系	事業所当たり	6.6	6.6	6.6
入所・居住系	施設当たり	23.9	33.0	42.2

※ 上掲の表のうち、事業所あたりの補助額は、令和6年度に各都道府県が実施した支援事業について、事業所あたりの平均的な支給額をまとめたものであり、令和5年介護事業経営実態調査等の実利用者数等をもとに、厚生労働省老健局において試算。

3. 食材料費上昇への支援事業

食材料費の上昇につきまして、令和6年度に各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績は、下表のとおりです。

事業の実施に当たっては、2025 年 9 月の消費者物価指数では食料が前年同月比で 6.7%の上昇となっていることなど、足下の状況を踏まえた適切な補助額の設定を検討いただくようお願いいたします（参考：[統計局ホームページ/消費者物価指数\(CPI\)全国（最新の月次結果の概要）](https://stat.go.jp/cpi/)（stat.go.jp））。また、新たに支援の実施を検討する自治体においても、上記の考え方を踏まえて補助額を設定するなど適切な支援事業の実施の検討をお願いします。加えて、支援の検討に当たっては、入所・居住系の介護サービス事業所だけでなく、通所系・多機能系の介護サービス事業所についても同様の支援を検討いただくようお願いいたします。

<食材料費>

(万円)

		平均値	上位 25%	最大値
通所系	事業所当たり	6.6	8.4	16.8
	実利用者当たり	0.3	0.3	0.6
多機能系	事業所当たり	14.9	19.3	59.6
	実利用者当たり	0.7	1.0	2.3
入所・居住系	施設当たり	42.0	52.7	113.8
	定員・実利用者当たり	0.8	1.0	2.2

※ 上掲の表のうち、事業所あたりの補助額は、令和6年度に各都道府県が実施した支援事業について、事業所あたりの平均的な支給額をまとめたものであり、令和5年介護事業経営実態調査等の実利用者数等をもとに、厚生労働省老健局において試算。

4. その他の支援事業

その他の支援事業を実施しているのは3県であり、使用用途は省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備導入に要する費用への支援でした。昨今のエネルギー価格の上昇も踏まえ、引き続き地域の事業者の実情・ニーズに合わせた支援事業の実施を検討いただくようお願いいたします。

また、本交付金は、介護事業者が実施する施設整備等（国又は地方公共団体等が別途交付要綱等に基づき補助等を行う場合を含む。）の際に生じる建築資材上昇等に伴う自己負担分の軽減を目的とする事業にも活用可能となる見込みですので、自治体の判断により積極的な活用を検討いただき、事業者の負担の軽減に努めていただくようお願いいたします。

5. 複数の費用を包括的に対象とした支援事業

複数の費用（食材料費、光熱費、燃料費等）を包括的に対象とした支援事業につきまして、令和6年度に各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績は、下表のとおりです。

光熱費、燃料費、食材料費等の上昇に対する包括的な支援として実施するケースが多くありました。介護の現場は物価上昇やエネルギー価格の上昇、サービス需要

の急激な変化などの厳しい状況に直面しておりますので、当該交付金がより使われやすい形で事業の実施を検討いただきますようお願いいたします。

<包括的支援>

(万円)

		平均値	上位 25%	最大値
訪問・相談系	事業所当たり	4.2	5.3	11.0
通所系	事業所当たり	12.6	17.1	28.0
多機能系	事業所当たり	16.5	15.8	84.0
入所・居住系	施設当たり	66.8	87.2	160.0

※ 上掲の表のうち、事業所あたりの補助額は、令和6年度に各都道府県が実施した支援事業について、事業所あたりの平均的な支給額をまとめたものであり、令和5年介護事業経営実態調査等の実利用者数等をもとに、厚生労働省老健局において試算。

(参考) サービス種類等の分類 ※予防も含む

訪問・相談系	訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、居宅介護支援
通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション
多機能系	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
入所・居住系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

以上